

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

定年退職者の海外慰安旅行

Q : 当社では、定年退職者に対して海外慰安旅行を実施することにしましたが、この旅行の供与は、給与として課税されるのでしょうか。

A : 原則として課税されません。

【解説】

使用者が永年勤続した役員又は使用人の表彰に当たり、その記念として旅行や観劇等に招待したり、又は記念品を支給する場合に、一定の要件に該当するものについては、課税しなくて差し支えないこととされています。

ところで、ご質問の定年退職者の海外慰安旅行ですが、永年勤続者表彰旅行を非課税としている趣旨からして、定年退職者旅行がたまたま定年退職を機会として行われるからといって退職所得として課税することは必ずしも適当ではありません。また、永年勤続者表彰旅行については、同一人が数回旅行をすることもあり得るのに対し、定年退職者旅行については、定年退職という通常は生涯に1回しかない機会をとらえて旅行をするものであることを考慮すると、永年勤続者表彰旅行は非課税とし、定年退職者旅行を退職所得として課税するということが適当ではありません。

そこで、ご質問の定年退職者に対する海外慰安旅行の供与についても、それが永年勤続者表彰制度と同様の内容に基づくものであり、社会通念上相当と認められるものであれば非課税として取り扱い、それを上回るものについては、退職所得に該当するものとして課税されることになります。

